

イベント中止と主催者の返金義務

弁護士 栗山陽一郎
弁護士 藤森翔太

Question

当社の主催するイベントが COVID-19 の影響で中止になってしまいました。
この場合、

- ①当社は、チケット購入者にチケット代金を返金する義務がありますか。
- ②当社は、チケット購入者が予約していたホテルのキャンセル代等の費用についても支払う義務がありますか。

Answer

①適用される規約に払戻しをしない旨の規定がある場合には、主催者は原則として払戻義務を負わないこととなります。もっとも、チケット購入者の利益を一方的に害すると認められる条項は無効となる場合があります（消費者契約法第 10 条、民法第 548 条の 2 第 2 項）。

他方、適用される規約にイベント中止の際の払戻規定がない場合には、民法の規定に従うこととなります。イベントの中止について主催者の帰責事由がない場合、主催者は原則として払戻義務を負うと考えられます（民法第 536 条第 1 項、第 542 条）。

②適用される規約に免責規定がある場合には、原則としてこれに従うこととなります。他方、規約にかかる規定がない場合であっても、イベントの中止について主催者に帰責事由がない場合、主催者はチケット代金以外の費用について支払義務を負うことはないと考えられます（民法第 415 条）。

1. はじめに

イベント参加契約においては、イベントの主催者（以下「主催者」といいます）はイベントを開催して観覧・観戦機会を与える義務を負うのに対し、チケット購入者はチケット代金を支払う義務を負います。イベントが COVID-19 の影響で中止となった場合、イベントを開催して観覧・観戦機会を与える主催者の義務が履行不能（民法第 412 条の 2）となることが考えられます。この場合、主催者がチケット代金の返金義務を負うのか、また、チケット購入者がイベントに参加するために予約していた飛行機やホテルなどをキャンセルしたことでキャンセル料が発生した場合に、主催者はこれらの費用を支払う義務があるのか問題となります。

以下では、それぞれの問題点につき、チケット購入者と主催者間のイベント参加契約の規約に返金に関する定めがある場合とない場合に分けて検討していきます。

2. チケット代金の返金

（1）規約にチケット代金の返還の定めがある場合

イベント参加契約に規約が存在し、チケット購入者が購入時に規約に同意している場合には、主催者によるチケット代金の返金義務の判断は、原則として規約の条項に従うこととなります。具体的に問題となる条項としては、不可抗力条項やイベントが中止になった場合の返金条項が考えられます。

ア 不可抗力条項

不可抗力とは、「一般的には外部からくる事実であって、取引上要求できる注意や予防方法を講じても防止できないもの」¹とされています。いかなる事由が不可抗力に該当するかは一義的ではないものの、当該条項において、「伝染病」「疫病」が例示列挙されていれば、COVID-19 の蔓延も不可抗力事由に該当すると考えられます。また、これらが列挙されていなくても「その他の不可抗力事由」などの、いわゆるバスケット条項が規定されている場合も、不可抗力事由に該当する可能性は高いと考えられます。もっとも、COVID-19 の蔓延が「不可抗力事由」に該当する場合でも、これによってイベントを中止せざるを得ないといえる場合でなければ不可抗力条項の適用は認められません。その適用については、個別具体的な判断が必要となります。例えば、COVID-19 の感染拡大の傾向、WHO などの国際機関による発表、政府や地方自治体の対応（イベント開催の必要性に関する検討要請、自粛要請、緊急事態宣言の発令など）、イベントの規模や開催場所など、多種の要素が考慮されるものと考えられます。

なお、今後イベント規約を新たに作成する場合には、COVID-19 の再流行がいつ発生するか不透明なことも考慮して、不可抗力事由の例示列挙に「感染症」などの文言を設けるとともに、不可抗力事由に該当した場合の効果として、チケットの返金ができない場合について判断基準を明記しておく（緊急事態宣言発令の場合など）ことが考えられます。

イ イベント中止になった場合の返金条項

イベント中止となった場合に適用される条項にて、主催者がチケット代金の返金をしないとの規定がなされているものがあります。当事者間で合意していれば当該規定は有効であり、原則として主催者

¹ 我妻榮＝有泉亨＝清水誠＝田山輝明『我妻・有泉コンメンタール民法 第6版 総則・物権・債権』（日本評論社、2019）792頁

はチケット代金の返金義務を負わないといえます。しかし、いかなる場合もチケット代金の返金をしない旨の規約の定めは、チケット購入者の利益を一方的に害する条項として、無効（消費者契約法第 10 条）や合意しなかった（民法第 548 条の 2 第 2 項）と判断される可能性があることに注意が必要となります。

すなわち、通常の興行イベントの参加者は消費者であるため、消費者契約法が適用される場所、消費者契約法第 10 条は、①「法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項」であって、②「民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害する」規定については無効となると定めています。

①について、「法令中の公の秩序に関しない規定」とは任意規定を指すところ、任意規定によれば消費者が行使できる権限を特約によって制限すること又は任意規定と比べて消費者の義務を加重する規定が定められている場合は、①の要件に該当するといえます²。イベントが双方の帰責事由なく履行不能となった場合、2（2）で述べるように、民法においてはチケット購入者の支払義務は消滅するため（民法第 536 条第 1 項）、当該規定は消費者の義務を加重するものといえ、①の要件を満たすと考えられます。

②の要件について、「当該条項が信義則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるか否かは、消費者契約法の趣旨、目的（同法第 1 条参照）に照らし、当該条項の性質、契約が成立するに至った経緯、消費者と事業者との間に存する情報の質及び量並びに交渉力の格差その他諸般の事情を総合考量して判断されるべき」とされています（最判平成 23 年 7 月 15 日民集 65 卷 5 号 2269 頁）。通常の興行イベントにおいては、主催者側が一方的に規約を定め、参加者に交渉の余地はなく、当該イベントに参加するためには規約に従わなければならないことが多いと考えられるところ、いかなる場合もチケット代金の返金を認めない規定は②の要件を満たさないと判断される可能性があります。他方、主催者がイベント開催準備にあたって多額の経費支出や債務負担をしており、イベントの中止によってこれを取り消すことができないような事情や、保険などでイベント中止のリスクをカバーできない事情があるなどの、当該イベントの性質や当該規定が定められた目的や背景事情、さらには同種のイベントでの慣習や運用なども踏まえて、②の要件を満たすか否かが判断されることとなります³。

以上のように、消費者契約法第 10 条に該当するには、上記①と②の双方の要件を満たす必要があり、実務的には、特に②の要件の該当性について、当該イベントに関する開催に向けた準備状況その他の諸事情を個別に検討して判断することが肝要です。

加えて、当該契約が定型約款に該当する場合には、民法第 548 条の 2 第 2 項の適用も問題となります。通常の興行イベントにおける主催者が不特定多数のイベント参加者との間の画一的な取引で用いるために準備し、予めこれを契約内容とする旨を示した規約は、定型約款と評価できる場合が多いといえます。そして、同条項によれば、定型約款の条項のうち、「相手方の権利を制限し、又は相手方の義

² 消費者庁消費者制度課編『逐条解説 消費者契約法[第 4 版]』（商事法務、2019）292 頁

³ 福岡で開催されたマラソン大会の募集要項にて、主催者の責によらない事由で大会が中止となった場合に参加料・手数料の返金を一切行わない旨の定めがなされていたところ、これに対して適格消費者団体が消費者契約法第 10 条に反する旨の申入れを行った事案があります。

<http://www.cso-fukuoka.net/news/moushiire/1013>

務を加重する条項であって、その定型取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして第1条第2項に規定する基本原則に反して相手方の利益を一方的に害すると認められるもの」については合意をしなかったものとみなされます。同条の判断基準は消費者契約法第10条のそれよりも広汎であると考えられ、具体的な帰結が異なることもありうるものの⁴、上記の事情などを踏まえて個別具体的に判断していくことになります。

(2) 規約にチケット代金の返還の定めがない場合

主催者とチケット購入者との間に規約がない場合や、適用される規約に不可抗力条項やイベント中止になった場合の返金条項がない場合には、民法に従って判断されることになります。イベントの中止によりイベントを開催して観覧・観戦機会を与える主催者の義務が履行不能となった場合であって、主催者及びチケット購入者のいずれにも帰責事由がないときには、危険負担の原則により、チケット購入者は反対給付の履行を拒むことができます（民法第536条第1項）。そのため、主催者は、チケット購入者に対して、未払いのチケット代金を請求できず、仮にチケット購入者がチケット代金を支払っていたときは、チケット購入者は、不当利得として、チケット代金の返金を請求することができると解されています⁵。また、チケット購入者は、主催者の帰責事由の有無にかかわらず債務の全部が履行不能になったとしてイベント参加契約を解除することができます（民法第542条第1項第1号）。そのため、チケット購入者から契約の解除がなされた場合には、主催者に支払い済のチケット代金についての返金義務が生じます。

したがって、主催者にチケット代金の返金義務が生ずるか否かを検討するにあたっては、イベントの中止により主催者のイベントを開催して観覧・観戦機会を与える義務が「履行不能」となったか否かの判断が重要となります。この点、イベントを開催して観覧・観戦機会を与えるという主催者の債務が履行不能となったか否かは「契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして」（民法第412条の2第1項）判断される所、個別に、興行主の負うべき義務の内容、義務の履行ができない客観的な事情などを具体的に検討して判断することになります。COVID-19の蔓延との関係では、主催者はイベントを開催するにあたって、参加者やチケット購入者などの安全に配慮する義務を負っていると考えられる所、COVID-19の感染状況や政府・地方自治体の対応、イベントの性質、参加人数、開催場所などを踏まえて、参加者やチケット購入者の安全を十分に確保できる対策を講じているかなども考慮する必要があると考えられます。



⁴ 中田裕康『契約法』（有斐閣、2017）40頁

⁵ 筒井健夫・村松秀樹編著『一問一答 民法（債権関係）改正』（商事法務、2020）228頁

3. チケット代金以外のイベント参加に伴う費用の補償

COVID-19 の蔓延によってイベントが中止になった場合において、チケット購入者からチケット代金のほか、イベントに参加するために支払った交通費や宿泊代のキャンセル料（以下「イベント参加費用」といいます）についての補償を求められることがあります。このようなときに、主催者はイベント参加費用を補償する義務があるのかにつき検討します。

（１）規約に免責規定のある場合

規約においてイベント参加費用についての免責規定がある場合には、**2（１）イ**で述べたのと同様に、原則として主催者はイベント参加費用の支払義務を負いません。

（２）規約に免責規定のない場合

規約においてイベント参加費用についての免責規定がない場合であっても、イベント中止につき主催者の帰責事由が認められないときには、主催者はイベント参加費用を補償する義務を負わないものと考えられます（民法第 415 条）。また、イベント参加費用は、チケット購入者と宿泊施設・交通機関との間の契約に関する事項であることから、イベントの中止とイベント参加費用との間に相当因果関係が認められないケースも多いかと考えられるので、かかる場合においては主催者がイベント参加費用を補償する義務を負わないものと考えられます。

4. 結語

COVID-19 の蔓延により様々なイベントが中止されている中で、チケットの返金やイベント参加費用の補償の問題が顕在化しています。主催者にとってもチケット購入者にとっても想定外の事態が生じているのですから、イベント開催の際の返金規定の解釈や民法・消費者契約法に基づく考え方を踏まえ、関係者の衡平の観点などから妥当な方策を検討していく必要があります。

また、主催者においては、今後のイベント開催に向けて、COVID-19 の影響（いわゆる第 2 波、第 3 波が発生する可能性）、消費者契約法、民法などの規定を踏まえて、イベント開催の際の返金規定の整備や再検討を進めていくことが重要といえます。

以上